

請求書が変わる！課税事業者・免税事業者ともに影響あります！

インボイス制度セミナー

令和5年10月より適格請求書等保存方式（インボイス）制度が導入される予定です。従来の区分記載請求書等（10%と8%）に代えて、登録を受けた事業者が発行するインボイス（税額票）である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。

本制度のもとでは、インボイスは課税事業者のみが発行できるため、免税事業者は、今の取引先から取引を避けられる恐れがあります。

そうならないよう、インボイス制度の概要から実務の部分まで対応方法をわかりやすくお伝えします。

適格請求書(インボイス)の記載事項	
①事業者名・登録番号	②取引年月日
③取引内容(軽減税率対象品目である旨)	④税率ごとに区分して合計した対価の額・適用税率
⑤税率ごとに区分した消費税額等	⑥宛先

請求書		△△商事(株)
11月分	131,200円	登録番号 T 012345...
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計		120,000円
		消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※出典:国税庁「消費税 インボイス制度 令和3年10月1日から登録申請書受付開始」

講師

道会計事務所 山口 道 氏

と き 11月10日 (水) 14:00~15:30

場 所 西尾商工会議所会館 2階会議室

【感染予防対策】 ・席の間隔をできるだけあけて受講できる体制にします。

・今後の感染拡大状況により、WEB開催へ変更する場合があります。

内 容 ・消費税の仕組み ・インボイス制度とは
・今から考えておくこと ・え!?消費税を払わないと仕事が減る?
※後日、希望者向けに個別相談を行います。(11月18日、12月2日、12月15日)

定 員 20名 参加料 無 料

主 催 西尾商工会議所 中小企業相談所、金融理財業部会

申込先 ⇒ 西尾商工会議所 Tel(0563)56-5151 Fax(0563)57-0002 担当 小嶋

11月10日(水)開催 「インボイス制度セミナー」申込書

西尾商工会議所 行 (FAX 0563-57-0002) 担当: 小嶋

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名			